

<原著>

# 『法の哲学』に見るヘーゲルとサヴィニーの内なる論争

中山 愈

## An Informal Controversy between Hegel and Savigny in “Philosophy of Right”

Masaru NAKAYAMA

The purpose of this study is to clarify the concept of “right” (“Recht” in German) in Hegel. And furthermore, I focus on the historical background of Hegel’s work “Philosophy of Right”.

The table of contents are as follows: 1) Introduction, 2) Hegel and Savigny relevant to the theory of law, 3) The positive law, 4) A dispute over a point of law code, 5) Problems of law and property, 6) A polity, 7) Conclusion.

This paper led to the conclusion that both Hegel and Savigny had something in common in the way of thinking; however, the eminent contemporaries viewed jurisprudence from different angles.

Key words : right, jurisprudence, philosophical school, historical school, the positive law system

法・権利、法学（法理学）、哲学派、歴史学派、実定法の体系

### 1 前 置 き

『法の哲学』は、ヘーゲル自身が公刊した人生最後の著作である。ベルリンのニコライ社から1821年に出されたこの書は、正式には『法の哲学綱要、あるいは自然法と国家学梗概（Grundlinien der Philosophie des Rechts, oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grudrisse）』 - という、二つの標題がついている（1833年のEduard Gans版、第8巻による）。

【本稿ではSuhrkamp版Bd.7を主要テキストとし、文中では《Rph.》の略号を併せて用

いる。邦訳については、中央公論社「世界の名著35」（藤野渉・赤澤正敏訳）を参考にしている。】

「自然法」は、ヘーゲルのはるか以前からヨーロッパに伝わる法的思想として、とくに17-18世紀イギリスのホブズやロックによって完成されたものである。ヘーゲルも「法の根本の学は自然法 Naturrecht とよばれている」<sup>1)</sup>とまでいう。

「国家学」の方は、マンフレッド・リーデルの研究によると、政治学という名のもとにやはりヨーロッパの伝統のうちにあってクリスチャン・ヴォルフ（1679-1754）に至るまで、

1) 近畿医療福祉大学（Kinki Health Welfare University）〒679-2217 兵庫県神崎郡福崎町高岡1966-5

学校哲学 (Schulphilosophie) のなかで確固たる位置を占めていた<sup>2)</sup>。リーデルに倣えば、「政治学、すなわち国家における人間の社会生活に関する理論がヘーゲルの場合、法の哲学」<sup>3)</sup>ということになる。

きわめて厄介であるのは、「法」である。「法」はレヒト (Recht) のことで、Recht の邦訳語として辞書には 1 権利、権限、機能 2 正しいこと、公正 (正当) なこと、道理、正義 3 法、法律、掟、判決、裁判——が出ている (小学館、独和大辞典)。

『法の哲学』において話題となる「法」には、大きく「実定法」と「非実定法」(つまり、自然法、慣習法、判例法、学説法など)がある。ヘーゲルは自然法について若い頃に論文を発表している。判例法のことは主としてイギリスの法制度に絡めて語られる。学説法としてはローマ法が中心となっている。ヘーゲルが重大な関心をもち続けるのは、とりわけ実定法である (『法の哲学』§3, §211-212)。

本報告の課題と目標は、大きく次の二点である。(i)「法」「権利」という二つの意味を併せもつ Recht が、ヘーゲルの場合、どのようなコンセプトであるのかについて一定の照明を与えること。(ii)ヘーゲルが全精力を傾注して『法の哲学』を執筆した理由と時代背景を、水面下において露見するサヴィニーとの確執と対立をとおして探ること、である。

ヘーゲルが亡くなった19世紀前半のドイツでは、18世紀のクリスチャン・ヴォルフやカント、フィヒテの研究が受け継がれて、法・権利 (Recht) に関する研究が盛んであった。カントも、『人倫の形而上学』において「法は自然法と実定的法 (制定法) とに区分される」<sup>4)</sup> などとしていたのである。法や権利をレヒトであらしめる素材は何であるのか、そのことに関連する入り組んだ論争が展開さ

れることになる。

## 2 法の理論をめぐるヘーゲルとサヴィニー

ヘーゲルの『法の哲学』には、表向きその名前が一度も登場しないサヴィニー (Friedrich Carl von Savigny, 1779-1861) という著名な法学者が伏在している。ヘーゲルより9歳ほど若いサヴィニーは、ローマ法学者として早くから法学における歴史的研究と哲学的研究の統合をめざし、1842年 (ヘーゲル没後11年) にはプロイセンの立法大臣にまでなっている。

サヴィニーはフランクフルト・アム・マイン生まれ。1795年マールブルク大学入学、ゲッティンゲン大学に移る。1800年にマールブルク大学において法学博士の学位を得る。同大学助教授をへて、1808年ランズフート大学ローマ法正教授 (28歳)、1810年ベルリン大学正教授となる (30歳)。1812年フィヒテ [このときサヴィニーは少数の差をもってフィヒテに敗れている] の後をうけて、33歳にしてベルリン大学総長に就任、1817年プロイセンの枢密院の法律委員に列せられたほどの逸材である。

ドイツ的法学 (= 学問としての法学 Rechtswissenschaft) の構築を考えていたサヴィニーは、18世紀を回顧しつつ、こう述べている。「不幸なことに18世紀全体はドイツにおいて偉大なる法律家 (Juristen) に乏しかった。法律家には二重の才能、つまり各時代ならびに法律形成の特有性を識別するための歴史的才能と、そして組織的才能とが不可欠でなければならないが、この二つの学問的才能は18世紀の法律家に著しく欠如していたのであって、ことに哲学に対する多くの浅薄なる努力がそれを困難にしていた。・・・現代において良き法典 (ein gutes Gesetzbuch)

は未だ可能性なし (noch nicht möglich) といわざるをえない<sup>5)</sup>。

法学部教授としてのサヴィニーは、1815年以降歴史法学の樹立者として活躍するが、その歴史法学が、ヘーゲルの「哲学的法学」(Rph. § 1, § 3など)や「実定的法学」(Rph. § 3, § 212など)との間で、激しい論争を水面下で繰り広げるのである。

ところで先に、レヒト (Recht) には「法」と「権利」の両義性が見うけられた。法とは何か、権利とはどのようなものか、法と権利の違いは何か、といった問いはそれぞれあまりにも膨大かつ厄介であるので、ここでは当面の考察を進めるために、ヘーゲルにも直接間接に影響を及ぼしたホッブズとロックの考えと、ヘーゲル以後の二人 [イエーリングとダントレーヴ] の見解を参考にしてみたい。

ホッブズ：権利 (Jus) は、行ったりさしひかえたりすることの自由に存し、それに対して法 (Lex) は、それらのうちのどちらかに決定し拘束するのである——というように、区別される<sup>6)</sup>。

ロック：権利 (right) とはわれわれがある物を自由に使用しようという事実に基礎づけられる、これに対して法 (law) とは、ある行為を命じたり禁止したりするものである<sup>7)</sup>。

イエーリング：法には客観的意味あいがあり、権利には主観的意味あいがある。権利は法的に保護された利益である (Rechte sind rechtlich geschützte Interessen.)<sup>8)</sup>。

ダントレーヴ：lex は法律、規則、規定などの全体。法律は自然法則としての理性そのもの。・・・客観的なもの。ius.jus は lex の一部ともいえるもので、主観的なもの。主観的な意味は客観的な意味を前提として仮定するものである<sup>9)</sup>。

上記のことを踏まえて一応、本報告では客観的な意味における Recht を「法」とし、主観的な意味における Recht を「権利」と理解しておく。サヴィニーの文章にも、権利のことを「主観的な意味における法」<sup>10)</sup>とか、「権利とは、一般的ルールによって、個人の意志に服するものとして承認され保護されるもの」<sup>11)</sup>としている箇所があり、マンフレッド・リーデルの「法 (das Recht)、すなわちみずからの自由を意志する行為主体の概念としての権利能力」<sup>12)</sup>——という表現形態も、概ねそのような理解に基づくものと考えられる。

『法の哲学』における法とは、次のことである。「本書で法 (das Recht) という場合、われわれは単に法ないし権利という言葉でふつう解される市民的な法ないし権利 (das bürgerliche Recht) だけでなく、道徳 (Moralität)、人倫 (倫理 Sittlichkeit)、世界史のことも意味する」(Rph. § 33 Zusatz)。

もともと客観的精神の学を具体的に展開しているヘーゲルの『法の哲学』の地盤は、精神的なもの、意志 (意思、der Wille) である。次に、そのことが示される。

法の地盤は総じて精神的なものであって、そのもっとも精確な場所と開始点は意志である。これは自由な意志である。したがって自由が法の実体と規定をなす。そして法の体系は実現された自由の王国であり、精神自体から生み出された精神の世界である (§ 4)。

こうしてヘーゲルの場合、意志 [意思] をもって法と法哲学は開始するのであるが、その「意志」の呼び名としては、「自由な意志」の他に「絶対的な意志」「意志の自己意識」や「自分を意欲する意志」などがある。こう

記される。「自分を意欲する意志 (Der sich wollende Wille)こそ一切の権利と義務の根拠であり、したがってまた一切の法律、義務命法の根拠である。意志の自由そのものはこういうものであるから、すべての権利の原理である。それは人間を人間たらしめるものであり、したがって精神の根本原理である」<sup>13)</sup>。

ヘーゲルにとって法概念の最も重要な前提とされる上述の命題には、その背後に、ホッブズが構想したモデルのルソー的な変形が存在することを鋭く指摘するのがM.リーデルである<sup>14)</sup>。

さて、サヴィニーは先ほど、「現代において良き法典は未だ可能性なしといわざるをえない」と述べた。後述するように、これはサヴィニーとティボーとの間の法典論争に絡む、サヴィニー側の見解であるが、ティボーをかばう気持ちを募らせるヘーゲルはやがて、サヴィニーのそうした見解に猛反発するのである。

それでは、法や法典は何によって、どこから発生するのかに関して、サヴィニーは以下のようにいう。「あらゆる法(alles Recht)は、一般的ではあるが必ずしも適切ではない用語によれば、慣習法(Gewohnheitsrecht)とよばれる法に基づいて生成する。いいかえれば、法はまず、習俗(Sitte)と民族的信念(Volksglaube)によって、次に法学(Jurisprudenz)によって生み出される。したがって、いずれにせよ法は、内在的で静動的な力によって(durch innere, stillwirkende Kräfte)生み出されるのであって、立法者(Gesetzgeber)の恣意によってではない」<sup>15)</sup>。

ここに伺われるように、1814年の時点においてサヴィニーは民族の習俗に密着する法から生み出される慣習法を基点として、「慣習法(不文法)→民族法→実定法(成文法)」の図式による法創出を考えている。しかしな

がら、ドイツ民族・国民の暮らしに根づく法の成文化まで彼が積極的に見とおしているとはいえない。法が生き生きと進歩している間は法典は必要でないとするサヴィニーは、立法者や国家の手による法・法典が必要であるとの考えに到達していないからである。

ヘーゲルの『法の哲学』§211は、「法律としての法 Das Recht als Gesetz」という節である。サヴィニーの見解に過敏に反応しながら、ヘーゲルは以下のことを書いている。

「慣習法でさえ、思想として知られる(gewußt werden)という契機を含んでいる。慣習法と法律の違いはただ、慣習法が主観的偶然的な仕方では知られ、そのため慣習法は無規定的で、思想の普遍性(一般性)がくもらされたり、少数の人々の偶然的所有物であるという点がある。慣習法には、生活のなかに溶け込んでいるという長所があるといわれるけれど、これはまやかし(eine Täuschung)である。なぜなら、一国民の法律(Gesetz)は、それらが成文化され収集されているからといってその国民の慣習であることをやめるわけではないからである。慣習法が収集され編纂されるようになるということは、民族がある程度の文化に達しさえすれば必ずすぐに行われることなのであって、その際収集されたものが法典(Gesetzbuch)なのである」。

1814年の段階で「慣習法→実定法」の創出に一定の見とおしをつけながら未完成のままに留めているサヴィニーは、1840年に『現代ローマ法体系』を著す。ヘーゲルが亡くなってから9年後のことである。この書においても、「法」一般の主要な担い手は民族、民衆であり、第二には専門家としての法律家や国家であるとする立場はくずされていない。「基本的には法は民族の共通意識のなかで生き続けるが、個々の厳密な展開や応用は法律家身分の特殊な使命となるのである」<sup>16)</sup>。

サヴィニーは『立法と法学に対する現代の使命』でも述べている。「法が言語と同様に、民族の意識のなかに生きていたこの時代の特徴について説明してみよう。・・・法と民族の本質や性質との有機的な関係は、また時代の進行中にも確認されるものであって、ここにおいても法を言語に擬えることができる。こうして言語にとってと同じく、法にとっても絶対的停止の瞬間なるものはない」<sup>17)</sup>。

このように、実定法を作るのに専門家としての法学者や法律家の役割を格別強調することのなかったそれまでのサヴィニーが、1840年になって、法律家身分の者や学問的な活動に従事する者の役割を力説するに至るのである。サヴィニー自身がいくらかヘーゲルの考え方に近づいているようにも見うけられる。「言語によって具体化され、絶対的な力を付与された実定法 (das positive Recht) は法律 (Gesetz) とよばれる。それを定立することは、国家における最高権力の最も高貴な権利 (Recht) に属するのである。今日、立法の働きは公的な権力のなかでも続いているのである」<sup>18)</sup>。

ところで、権利 (Recht, right) の本質が何であるのかを問題にする際に、今日でも「意志 (意思) 説」「利益説」「活力説」などが取りざたされるが、次の文章に見るように、サヴィニーも権利において力を読み取り、力の根底に人の意志を認めていることから、意志説の先駆者の一人となっているのである。「現実の生活において、あらゆる方面からわれわれを取り巻き、われわれに浸透している法的状態を観察してみると、まずそこに現れてくるのは個々人に属している力 (Macht)、すなわち個人の意志 (Wille) が支配し、しかもわれわれの同意を得て支配している領域が目映る。この力をわれわれは、権能 (Befugnis) と同じ意味でその人の権利とよ

ぶのである。多くの人はこれを、主観的な意味における法 (das Recht im subjektiven Sinn) とよぶ」<sup>19)</sup>。

以上のように見てくると、サヴィニーも Recht の本質は意志 (意思、Wille) であるとし意志を法・権利と関係づけた点において、ヘーゲルとサヴィニーの両者には共通点があるといえることができる。

### 3 実定法

ヘーゲルにとって、「法は法律として定立されている (gesetzt sein) という形式をとってはじめて現存在するに至る」 (§ 213) のであるから、ヘーゲルがめざしているのは <哲学的法学> であつたと同時に <実定的法学> であつた (§ 3, § 212)。「法の客観的現実性とは、法が意識に対して存在すること、すなわち総じて知られるということであり、もう一つには、法が現実性の威力をもち、効力をもつこと、したがってまた普遍的に妥当するものとして知られるということである」 (§ 210)。

簡単にいえば、法は文字をもって書かれ、普遍性妥当性をもった、誰にでも知られるような形の規定規範であるべきであるというのがヘーゲルの言い分である。『法の哲学』§ 211「補遺」は、こう記している。「ある文明国民ないしは法律家身分に法典を作る能力を認めないというのは、その国民・民族ないしは法律家身分に加えられうる最大の侮辱のひとつといえよう。問題となるのは、内容上新しい法律体系を作ることではなくて、現存の法律的内容をその規定された普遍性において認識することである。」このコンテクストに関連して、法典を作る能力を認めないといっているのが誰かについて、1824/25年にヘーゲルの講義を聴いていたグリースハイムは、自分

のノートの欄外に“Savigny!”〔サヴィニー〕と書き込んでいる<sup>20)</sup>。

サヴィニーが法の理論を展開するときを用いる用語には、慣習法、実定法、自然法、理想法などがある。自然法を論じる場合にサヴィニーは（ヘーゲル没後）、自然法を法学的自然法と哲学的自然法とに分けて、次のように述べている。

「法学的自然法は、ローマ法的真理をただ比較的抽象的に提示し、それからそれを哲学によって発見したと信じるが、哲学的自然法はそれとは異なった道をとる。法学的自然法は、より多くの歴史的テキストに注意を向けるが、哲学的自然法は内容的に、より空虚(leerer)かつ貧弱(magerer)である。あらゆる体系は哲学へと導く。法学を哲学的に研究しようとする法学者のあらゆる努力はやがて後に忘れられ、そして冷笑されるに至った<sup>21)</sup>。サヴィニーのこの文脈の行間においても、ヘーゲルとヘーゲル派に対する対抗意識と当てこすりを読み解くことは困難ではないであろう。

さて、ひとまず「実定法は法律とよばれる」としたサヴィニーであるが、サヴィニーの内心には二重性と曖昧さが残る。「実定法の根拠は、その存在つまり現実性と民族の共通意識のなかに存する。この存在は不可視のもの(unsichtbar)であるが、それではいかなる手段によってわれわれはそれを認識しうるのか。われわれがそれを認識するのは外的な行為としてそれを明らかにすること、すなわち慣行(Übung)、習俗(Sitte)、慣習として外に現れることによってである。・・・それゆえ慣習というのは実定法の記号・符号(das Kennzeichnen)であって、実定法の成立根拠(Entstehungsgrund)なのではない<sup>22)</sup>。

サヴィニーは、もともと“定立されたもの”や“作られたもの”、“構成されたもの”というものには嫌悪感を示すタイプである。だから

実定法の根拠は不可視のもの(unsichtbar)だとしたのである。それでいながら彼は、目に見える行為である慣習が実定法の存在を表現する記号・符号となるとしている。われわれはここにも、サヴィニーのもつ思想的基盤の弱さと曖昧さを認めざるをえない。

ヘーゲルの『法の哲学』には、〈自然法〉と〈国家学梗概〉という二つの標題がついていることは冒頭にふれたが、実際には三つ目のタイトルともいべき〈哲学的法学〉がついているのである。法学の哲学的構築をめざすサヴィニーに対抗して、哲学的法学をめざすヘーゲルにとって法典・法律とは、簡明直截な表現では「プロイセン国家一般ラント法」を指す。フランクフルト期のヘーゲルがそれに関心を向けていたことは裏づけられる<sup>23)</sup>。ヘーゲルの法の哲学もこの法典に即して構成されていることを繰り返し指摘するのが、ホツcheヴァールである。『ヘーゲルとプロイセン国家』(1973)の著者ホツcheヴァール(Rolf K.Hočevar)は、「一般ラント法と『法哲学』に共通する点が多い」と繰り返す<sup>24)</sup>。

知られているように、神聖ローマ帝国は1806年にナポレオンによって崩壊するのであるが、それと前後してドイツの領土は大きく三つに分けられ、次のような法典が作られている。①プロイセン・・・プロイセン国家一般ラント法(1794)。②オーストリア・・・オーストリア普通民法典(1812)。③ライン同盟・・・コード・シヴィル(ナポレオン法典、1804)。18世紀自然法の成文化と評されることもあるプロイセン国家一般ラント法の創作・編集者はフリードリヒ2世(大王)、かの“君主は国民の第一の公僕”と称した啓蒙専制君主である。ヘーゲルはその法典の「国法的革新性<sup>25)</sup>」を強調しているというのが、ホツcheヴァールである。

ヘーゲルは、フリードリヒ大王のことをユスティニアヌスに置きかえながら、ほかし気味に記述している。「ユスティニアヌスのように、たとい形式不備の集録にすぎないにしても国民に国法を与えた支配者、ましてそれを秩序だった明確な法典として与えた支配者は、たんに国民の最大の恩人となり、国民からそれに対する感謝の念をもって賞賛されただけでなく同時に、偉大な正義の行為をなしたげたのである」 (§ 215)。

ここにも、暗々裏にヘーゲルのサヴィニー批判が込められている。数学のように、概念によって計算する (mit Begriffen rechnen,<sup>26)</sup>) 法学を追究するサヴィニーは、実定法を模索しながらも結局は完成に至らなかった上に、プロイセン国家一般ラント法にも積極的な関心を向けなかったというより、むしろ、それには冷たい態度をとっていたのである。

#### 4 法典論争

ヘーゲルとサヴィニーとティボーの知識人三名の間には、それぞれ世俗の人間界の込み入った相関関係が見うけられる。ティボー (Anton Friedrich Justus Thibaut, 1772-1840) はハーメルンの生まれ。ローマ法学者で、自然法学と歴史法学の仲介者ともいわれたりする人物である。ケーニヒスベルクでカントの講義をうけたりした点では、カントの弟子でもある。サヴィニーより7歳年上、ヘーゲルより2歳年下である。

そもそもヘーゲルとサヴィニーが直接に出会ったのがいつ何処でなのかは判然としないが、サヴィニーがヘーゲルの名を知ったのはおそらく1806年のことと推定される。C. プレンターノがサヴィニーに出した手紙でヘーゲルの名前が紹介されているのである<sup>27)</sup>。1818年にヘーゲルがハイデルベルクからベル

リンに赴いたとき、ヘーゲルをベルリンに招くことに一役買っていたサヴィニーはヘーゲルを一人の歓迎者として受け入れたのであるが<sup>28)</sup>、両者の対立が激化したのはベルリン以前の (ヘーゲルの) ハイデルベルク大学在職中であつた (サヴィニーの方はベルリンに移っていた)。

それ以前、ティボーは1802年にイェナ大学教授を務めたことがあつたが、ヘーゲルはそのイェナ期にティボーと知り合いになっている。ローゼン克蘭ツの伝えるところによれば、ヘーゲルとティボーの間には恒常変わらぬ親しい交わりが続いていた<sup>29)</sup>。

さて、サヴィニーとティボーとの間には有名な「法典論争」が展開される。サヴィニーとティボーの両者はともにローマ法学者で、自然法論を取り入れていた、などの共通性もみられる。共通性は同時にまた、違いをめぐっての敵対感情をも惹き起こすのであろうか。1802年にティボーが『占有と時効』を著すと、サヴィニーは『占有権論』を書く (1803)。ティボーはそのときサヴィニーの書物を激賞する書評を發表したとされている。そして、サヴィニーとティボーの二人が対決するのが1814年、「法典論争」の始まりの年、ヘーゲルがまだニュルンベルクにいるときである。

ナポレオンがエルバ島に流されたこの1814年、ハイデルベルク大学のティボーが『ドイツ一般民法典の必要性について Über die Notwendigkeit eines allgemeinen bürgerlichen Rechts für Deutschland.』を著すのである。すると、ベルリン大学のサヴィニーは同年『立法と法学に対する現代の使命 Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft.』を著す。ウィーン会議 (1814.9~1815) が開かれていた当時のことである。

さまざまな人びとが複雑に関与した法典論

争に関しては、ごく一部の断面のみを取り上げることとする。ナポレオン法典（1804）を高く評価しつつも、新たな統一ドイツの民法典の編纂を呼びかけたのがティボーであった。ティボーは法の全ドイツ的統一が望ましいとし、ドイツ全土に適用される新しい法典はどうしても必要であると説く、改革と改良運動の主唱者である。それに対してサヴィニーの方は、「法学 Rechtswissenschaft による全ドイツの法的統一」<sup>30)</sup>を主張するのである。「ティボーの制定法主義とサヴィニーの慣習法主義」<sup>31)</sup>、というとらえ方も可能であろう。

話題をヘーゲルとサヴィニーの論争にもどそう。両者の対立が激化するのが、（ヘーゲルの）ハイデルベルク大学時代（1816-1818）であることの理由は、比較的簡単である。1816年、ヘーゲルは自然法と国家学の講義を行っている。この頃はヴェルテンベルクで王と議会が新憲法制定をめぐる争い、またザクセン・ワイマール大公国ではドイツ最初の憲法制定を見たりしている。「時代の子」としてのヘーゲルは、つねに時代の趨勢に敏感に反応せざるをえなかったのである。しばらく、ヘーゲルとサヴィニーが互いに敵対しあう関係を、いくつかのドキュメントを交えて述べることにする。

1818年2月1日、サヴィニーの『中世におけるローマ法の歴史』をWinter書店に注文していたヘーゲルはそれを返却し、その代わりにフーゴの『法制史』を頼んでいる<sup>32)</sup>。フーゴ（Gustav Ritter von Hugo, 1764-1844）はゲッティンゲン大学教授。『実定法の哲学としての自然法』の著者であるフーゴは、歴史法学派の先がけをなした人物ともいわれている。ヘーゲルは『法の哲学』§3ならびに§211の二つのパラグラフにおいて盛んにフーゴを槍玉に挙げるが、これらの

パラグラフはヘーゲルが最も厳しくサヴィニー批判を展開している箇所でもあるから、この点から、ヘーゲルはフーゴへの批判をサヴィニー批判と重ね合わせて繰り返していることが推測される。ヘーゲルにとってフーゴは穏やかな相手、サヴィニーの方は敵対する相手である。

1818年7月24日、サヴィニーからF.

Perthes宛ての書簡<sup>33)</sup>。：「この冬、アルテンシュタインが新しく三名の重要な同僚をベルリン大学に迎えてくれたことに私たちは感謝しています。三名とはA.W.シュレーゲル、ヘーゲルおよび法学者のハッセであります。」

つづいて1819-20年にかけて、明確な日付けはないが、Heinrich Leoという人物の手になる書簡に次のことが書かれている<sup>34)</sup>。：「ヘーゲルがベルリンへやってきました。……彼は鋭い眼光（慧眼）の持ち主で、問題発生の欄に楔を打ち込むほどの意気込みをもっていますので、憎しみを招くこともあるのです。まもなくして私たちはヘーゲルとサヴィニー、ヘーゲルとシュライエルマッヘル、ヘーゲルとアカデミー会員の大物たちとの間のきわめて激烈な敵対関係を見ることになったのです。」

サヴィニーの側から見ると、彼のヘーゲルに対する敵対感情がピークに達するのは1821年、ヘーゲルが『法の哲学』を公にした年である。サヴィニーのクロイツァー宛て書簡に、このように書かれている<sup>35)</sup>。：「私にとってヘーゲルの活動全体はますます気になるものとなります。フィヒテにはそれほど不遜（自負）なところはなかったのですが、ヘーゲルにはかなりの俗物根性が見うけられます。この点は、その他の和解的な世渡り上手（処世術）にも当てはまります。彼は、これをひっさげて昨今の不愉快な事件や調整の仕方について語ることによって登場したのです（2月



6日)。」

1821年4月6日に、同じくサヴィニーのクロイツァー宛てに、こう記されている<sup>36)</sup>。「私がヘーゲルを非難するのは、決して多くの専門外の学問への高慢で皮相なけちつけのことではないのです。同じ自惚れが世上の万事に広がって、その結果彼の熱心な弟子たちが宗教的なつながりを絶つまでになり、この点でヘーゲルはフィヒテをはるかに凌いでいることになるのです。さらに、学問的でない事がら、とくに大学の政府に対するかなり困難な関係においてヘーゲルが相当に歪み倒錯し混乱したことを行ったり言ったりすることです。彼も、投票権は一つしかないのにです。」

ヘーゲルの方は、『法の哲学』§§214-216ならびに「補遺 Zusatz」において、明らかにサヴィニーのことを念頭におきながら、下記のことを記している。「法律 (Gesetz) について特殊な知識をもっている法律家身分の者 (der Juristenstand) は、しばしばそれを自分たちの独占と考え、玄人でない者は口を出すなという。・・・法典 (Gesetzbuch) に対して完成 (die Vollendung) を要求し、法典は絶対的に完結したものでなければならず、それ以上に新しい規定を加えることのできないものでなければならぬとする要求があるが、——こうした要求は、とりわけドイツ的な病弊である。・・・また、完成 (vollenden) されることはありえないだろうという理由から、法典が何か不完全なものになるのを黙って見ているわけにはいかない、つまりは法典が現実存在するようになるのは許せないとする見解がある。・・・どのような法典でももっと良くなりうる (könnte noch besser sein) のではなかろうか。法典にはどうしても完全にすることのできない面があることを見落としてはならないのである。」

上記のコンテキストが、サヴィニーの『立

法および法学に対する現代の使命』を十分に意識したものであることを確認するには、文中の「完全」「完成」というタームだけで十分である。サヴィニーはその書において「法典の完全性」、「最上のもの」、「完全なる法典」を追い求めている<sup>37)</sup>。サヴィニーの「完全性 Vollständigkeit」という用語に対して、ヘーゲルは意図的に「Vollendung」と表現していることが分かる。

## 5 法的関係から所有の問題へ

カント、フィヒテ、ヘーゲル、サヴィニーの四人が共通に用いる、あるいは用いたことがある用語に「法的関係 Rechtsverhältnis, Rechtsverhältnisse」<sup>38)</sup> というのがある。もともと、カント以後の三人にとって共通の下地となっているのは、カントの『人倫の形而上学』の「法論 Rechtslehre」に見える、下記の文章類と考えて差し支えないであろう<sup>39)</sup>。

法の概念は、(i)意志 (意思) と他人の意志との関係に関わる。(ii) 意志と意志との間の相互関係である。(iii)法とは、ある人の意志が他人の意志と自由の普遍的法則にしたがって調和させられるための諸条件の総体である。

ヘーゲルの論敵であるサヴィニーも、若い頃はカンテイナーナーたらんとし、「法学におけるカントになりたい」とか、「法の形而上学の基礎づけを行いたい」といったといわれている<sup>40)</sup>。簡単に解説するならば、「法的関係」はカントとサヴィニーの場合は、人と人との関係、ある個人の意志と別の個人の意志との関係のことである。

サヴィニーは述べている。「個々の法的関係は、法規則 (Rechtsregel) によって

規律された人格と人格との間の関係 (eine Beziehung zwischen Person und Person) として現れる」<sup>41)</sup>、「法的関係の本質は個人の意志の独立した支配の領域として定められる」<sup>42)</sup>。このように、基本的にはサヴィニーの場合、法的関係の問題は人と人、人格と人格の関係を意味する。「権利についての判断も、法的関係の総括的観察から出ている限りにおいてのみ真実であり、論証されたものでありうる」<sup>43)</sup>。

サヴィニーは、さらに次のことも述べている。「人間の人間に対する関係 (Beziehungen des Menschen zum Menschen) のすべてが、法規による規定を受けうるものとして、またその規定を要するものとして法律の領域に入るわけではない。この点については三つの場合を分けることができる。すなわち、人間的な関係のうちには全部法律の領域に入るものと、全然そのうちに入らないものと、一部だけそのうちに入るものがある。第一の例として所有権 (das Eigentum) を、第二の例として友好関係 (die Freundschaft) を、第三の場合の例として婚姻 (die Ehe) を挙げることができる」<sup>44)</sup>。

サヴィニーの所有権論と『占有権論』(1803)の詳細について論ずる余裕と力量は到底現在の筆者にはないが、ヘーゲル自身も『自然法の学的取り扱い』(1802)を書いた頃からすでに「所有と権利」の関係論に目を見開いているし、そのような問題に重大な関心を向けていたことだけは確かである。

さて、周知のように、ヘーゲルの『法の哲学』は「抽象法→道徳→人倫 (倫理)」の弁証法的図式によって展開される。法の地盤は意志 (意思 Wille) であったが、この場合は「自由なる意志」の展開として語られる。意志は、最初の抽象法においては「人格性」としてある (Rph. § 104)。

ヘーゲルは、「抽象法」(正しくは、抽象的な法・権利 Das abstrakte Recht)の主題は人格 (人格性) であるといい切る (§ 190)。そして、<抽象法>によって示されているのは直接的には<自然法>のことであると分析するのが、マンフレッド・リーデルである。リーデルは、こう解釈する。「抽象法のうちに、所有と獲得の自由をもって頂点とする近代市民の純粋な私法となった自然法を認めることができる」<sup>45)</sup>。「ヘーゲルは抽象法(自然法)を法的意志論としてとらえる。抽象法というのは、絶対的および条件的な自然法 (jus naturale) として主に私法 (Privatrecht) 上の題材 (所有、契約) を扱った18世紀の自然法のことなのである。それは抽象的個人の法である」<sup>46)</sup>。

要するに、ヘーゲルは一般の市民に人間として、一個の人格として「私的所有 (Privat-eigentum) の権利、すなわち人格性の権利 (das Recht der Persönlichkeit)」(Rph. § 46)を認めようとしているのである。「人間は誰でも自分の意志を物件にする権利、あるいは物件を自分の意志とする権利をもつのである」 (§ 44)。「Recht の命令はこうである—— 一個の人格であれ、そして他の人びとも人格として尊敬せよ」 (§ 36) というのは決して単純に、人間性に備わる人格性を尊敬せよという形式的な意味だけではなく、一定の「権利能力」 (§ 36) をもち、私的所有の権利を有する者同士の間において語られるべきものである。「Recht は、まず第一に、自分のものとしての所有 (Eigentum) であるところの占有 (Besitz) なのである」 (§ 40)。

自分のものとしての所有の自由 (Die Freiheit des Eigentums) は昨今やっと原理として認められた、ともヘーゲルは述べるが (§ 62)、これは、§ 51に関連する「所有と法人格の等置」<sup>47)</sup>を追認する表現方法でもある。

自分のものとしての所有の自由のないところに法・権利はないといった考えは、つとに『哲学入門』（プロペドイティーク）にも見うけられる。「個人の自由が法の基礎である。法は、各個人が自由な存在として他人に認められ、待遇されることを根本前提とする。なぜなら、ただその限りでのみ自由意志は他人のなかで対象とされ、内容とされるものだからである」<sup>48)</sup>。

以上述べたように、「抽象法」の段階において一個の人格として権利と自由を獲得した市民がやがて市民社会の担い手として近代史に登場することはいうまでもない。

なお、参考までに、所有（所有権、Eigentum）ということに関しては、下記のようなヘーゲルのコンテクスト類を参看する必要があるであろう。

- ①人格（Person）が、ある物件のなかへ自分の意志を置き入れるということ（ihren Willen in eine Sache legt）は、やっとな所有の概念である（Rph. § 51 Zusatz）。
- ②人格は、どの物件のなかへも自分の意志を置き入れる（in jede Sache ihren Willen zu legen）——このことによって、物件は私のものであるという権利をもつ。これが人間の、一切の物件に対する絶対的な、自分のものにする権利（Zueignungsrecht）である（§ 44）。
- ③所有とは、無主物を自分の権力と自分の意志の下に包摂すること（die Subsumtion einer herrenlosen Sache unter meine Gewalt und meinen Willen）である<sup>49)</sup>。

ここに引用した、①②を含む『法の哲学』§ § 41-71は、ヘーゲルが外的な自然の世と人間の共同世界との関係を法的諸関係の理論として、そのことを所有と占有の問題に置きかえて展開している箇所であるとみて差し支えない。所有と占有の関係こそ、ヘーゲルと

サヴィニーの対立の焦点ともいべきものに他ならなかったのである。

ここまでの段階で、ヘーゲルがサヴィニーを超え出ていると考えられる側面は、サヴィニーが法的関係を人（Person）と人との関係としてとらえる傾向が強かったのに対してヘーゲルは、法的関係を、権利能力と財産能力を有する人・人格（Person）を主人公とする人間の協同社会の問題において考察しているということである。サヴィニーも、「自由な存在者（freies Wesen）が他人との接触のなかで互いに妨げられることなく促進しあいながら共存するべきであるとき、それを可能ならしめるような境界（Gränze）を定めて、これによって自由な範囲を規定することが必要である。このような規則（Die Regel）こそ、法（das Recht）である」<sup>50)</sup>、と述べてはいるが、そこから先の分析と考察がヘーゲルと比べて行き届いているとはいいい難い。

人、人格の問題に絡めて Recht と自由と意志を総合的に分析しえている点も、ヘーゲルがサヴィニーを凌駕している論点である。川島武宜の表現を借りていえば、「所有権は人と物との関係において現れる人間と人間との関係である」<sup>51)</sup>。このことを明解にしたのがヘーゲルであった。

先に、ヘーゲルによって「ドイツ的な病弊」（Rph. § 216）に執りつかれていると辛辣に非難されたサヴィニーであるが、ヘーゲルの攻撃をかわす意味か、もしくは迎え撃つためなのか、彼はその後も法的関係のことに再検討を加え、法的関係を家族法、財産法（物件法および債務関係法）、相続法に分類を試みたりしている<sup>52)</sup>。他にも、サヴィニーがヘーゲルのことを一段と意識せざるをえなかった形跡を、いくつか列挙することは可能である<sup>53)</sup>。

## 6 国家論をめぐって

ヘーゲルの『法の哲学』は、「抽象法→道徳→人倫（倫理）」の図式による、〈自由な意志〉の展開・発展として叙述される。《Rph.》§33によれば、次のとおりである。A. 意志は第一に直接的である・・・法の圏（抽象的な Recht、あるいは形式的な Recht）。B. 第二に、意志は外的な現存在から自分のなかへ折れ返ったものとなる・・・道徳の圏。C. 第三に意志は、上の2つの一体性と真理となる・・・人倫〔家族－市民社会－国家〕。

ヘーゲルに即して、「法は一つの国家において妥当性をもつという形式によって総じて実定的（positiv）となる」（§3）という固定観念から見ると、上記の図式は、抽象法（自然法）が道徳〔個人・個体に関わる法〕を乗り越えて、国家社会において具体的に実現されるという構造になる。C.・・・人倫の場合、理念的には〔家族－市民社会－国家〕の段階順序となるが、ヘーゲルは「現実の世界においては国家こそむしろ最初のものである」（§256）としている。

ところで、ヘーゲルとサヴィニーの両者が国家についてどのように考えていたのか、これはまたかなり大きい問題である。すでに言及したこととして、ヘーゲルが念頭に置いていたのは具体的にプロイセン国家であるとするホツェヴァールの見解もある。しかし、「理性的なものは現実的、現実的なものは理性的」という《Rph.》序文の表現に照らしてみた場合、ヘーゲルの念頭に置かれていたのがプロイセン国家のみであったというのは言い過ぎであろう。

完成期のサヴィニーの考えとして、下記のコンテクスト類を取り出すことができる。「国家それ自体の必要性は、諸個人の恣意の支配を相互に制限する何か個人の間に関けられ

るということに基づいている。国家そのものは一個のそのような、中間介在的な位置にあるもの Dazwischenstellen なのである」<sup>54)</sup>。

「国家の創造もまた、一種の法創造であり、それどころか法創造の最高段階である」<sup>55)</sup>。

「国家の成立をより高次の必然性に、すなわち、内から形成してくる力 eine von innen heraus bildende Kraft のなかに置かなければならない。・・・精神的民族協同体の現世的形態が国家である。国家においてはじめて民族は真の人格性を、つまり行為する能力を得るのである」<sup>56)</sup>。

ここに見られる、〈内から形成してくる力〉とは、サヴィニーの場合、民族精神と民族統一への信念・確信や衝動が中心となる。国家を政治権力の関係においてではなく法律的諸関係と法創造への衝動や意志意欲を基本として創造することを意図したのが、サヴィニーであった。サヴィニーとしても、1806年に神聖ローマ帝国が解体したときに悲しんだことはいうまでもないが、その混乱の悲しみを乗り越えてどうするかという際に得た彼の着想は、民族の精神と信念を教育をとおして統一へと振り向けていったその先に国家を見据えようとするものであった。一言でいえば、サヴィニーにとって国家は相対的にそれほど重要性を有しない政治秩序であった。

一方、ヘーゲルの語る国家はかなりプロイセン的（preußisch）である。ベルリン大学就任公開講義（1818）でも、ヘーゲルは語っている。「こうして私を受け入れてくれているこの国家こそ、精神的な優位によって、現実と政治において重きをなすに至った国家であり、外的な諸資力の点ではあるいは立ち優っていたかもしれない諸国家に対して、力と自主独立性とにおいて一歩も譲らなかつた国家であります。ここにおいて、学問の形成とその精華は、国家生活においても本質的な

諸契機の一つであります」<sup>57)</sup>。

1824-25年の法哲学講義においても、ヘーゲルは以下のように講じている。「国家を論じるのに感情は問題とならない。感情が本質的だと考えるのはもってのほかである。国家の本質は組織 (Organization) にあり、自由の理性的実現によって必要なものを理性的に表現したものが、組織である。君主制的国家体制 (Die monarchische Verfassung) を、組織化された国家の絶対頂点として連れもどしたことは、最近の歴史の成果の一つである」<sup>58)</sup>。

ある容器とそれに注ぐ水の例に譬えらば、サヴィニーが水を中心に、それを先行させて考える傾向が強いとすれば、ヘーゲルの方は容器と水の両方を同時に準備しようとしていたと考えられる。ヘーゲルにとって国家は、「具体的自由の現実性」 (§ 260) として存在し、存在しなければならない。そして、「国家の Recht (法ないし権利) は他の諸段階よりもっと高い」 (§ 33 Zusatz) のである。かかるヘーゲルの立場にたつて再三われわれが注意しなければならないのは、法と法哲学を形成する人間の自由と自由なる意志とが最も具体的な形態において実現発揮されるのは国家においてであるという論点である (同上)。

こういった視座からすると、サヴィニーのいう習俗や、民族的信念や良心などの精神作用や偶然的なものは、ヘーゲルにとって、国家という容器のなかへ注ぎ込まれる水の種類であるにすぎないのである。

さてそれでは、ヘーゲルとサヴィニーの両者がともに、国家形成を担うはずのドイツ民族・国民 (Volk) や一般の人びとに全幅の信頼と期待を寄せていたのかとなると、両者ともかなり疑わしいといわざるをえない。

1824-25年にヘーゲルの講義を聴いたグリースハイムは、ノートに下記のことを記し

ている。「世論は民族 (国民 Volk) の意見を非組織的な仕方でも知らせてくれるものである。国家が現実にもどうあるべきかは、組織的な活動のなかで確定されなければならない、それを行うのが政治体制である。世論は共同体の倫理に根ざす精神の力である。世論は尊敬にも値するし、軽蔑にも値する。彼らが本当に意志しているものが何であるかを識別することは難しい。外に現れた世論は核心と仮相とを区別する基準をもたないし、実質的な面を知へと高める能力をもたないから、世論から独立することが現実においても学問においても、偉大で理性的なことをなしとげるための第一の形成的条件である。・・・民族・国民の真の意志を感じとり、それを意識にもたらずのは、偉大な精神の持ち主 (フリードリヒ II 世のような) のみに限られるのである」<sup>59)</sup>。

Volk の成熟と発展段階に満足できない点においては、サヴィニーもヘーゲルと同様である。かつて、「法はまず習俗と民族の信念によって生み出されるものであって、立法者の恣意によってではない (nicht durch die Willkür eines Gesetzgebers)」<sup>60)</sup> と言いつつサヴィニー。「法は民族とともに成長し、民族とともに完成し、そして民族とともに死滅する」<sup>61)</sup> と信じていた時期もあるサヴィニーであるが、最終的には、教養的に低い階層を国家創造=法創造の領域から閉めだそうとしている。

結局サヴィニーは民族の構成部分をなす一部の学識者、官僚や法関係者、とりわけ大学の法学部教授団に法・国家創造への参加を促すに至っているのである。次に掲げるコンテキストがサヴィニー自身のものであるが、現実には彼は、長年の固定観念を翻して1842年にはプロイセン国務兼司法大臣となって、立法改正を担当したのである。

「最も自由かつ最も力強く民族精神の法を

生むという特有の発現が見られるのは民族の青年期である。そこでは国民的結合 (Nationalzusammenhang) はなお緊密であり、結合の意識は皆に広がっており、個人的教養の差によって遮蔽されることは少ない。ところが諸個人の教養は相異なり、重きをなすに至り、また仕事や知識の、そしてそれにより定められる身分・階層の分離が鋭く現れてくるのに応じて、意識の共同性に基づく法創造もまた、より困難なものとなるのである<sup>62)</sup>。

## 7 総 括

法学者のサヴィニーと、哲学者のヘーゲルは、同僚としてベルリン大学の二つの学部に勤務しそれぞれの法哲学を開講している時期があった。「法学は哲学の一部である」(Rph. § 2) とするヘーゲルが、法学を哲学に取り込むことを考えていたとすれば、サヴィニーの方は法学を哲学的に研究しようとする法学者であった。ベルリンでのヘーゲルの法哲学講義は1818年の冬学期以来、彼の死の年(1831)まで、計6回行われたのである。

復習をかねて、両者の比較対照を試みるとすれば、下記のようになる。

ヘーゲル……………哲学派……………「哲学⇒  
哲学的法学⇒実定法学」  
サヴィニー……………歴史学派……………「慣習法⇒  
民族法 ⇒実定法学」

両者ともに、神聖ローマ帝国崩壊後のドイツのことに配慮しつつ、多くの共通点と類似点を併せもちながら、同時に二人は水面下で反発し合った関係にある。両者の共通課題・共通点としては、ともに実定法学を追究し、法の科学 (= 法学 Rechtswissenschaft) を基礎づけるということがあった。その他に、あ

る意味では二人ともカントの門下生であること、自然法思想を取り入れていること、ロマン主義と有機体思想に関心を向けていること、歴史への関心度が高いこと、フランクフルト出身のゲーテとの交友なども、二人が共有する側面である。共有している使用語としては、民族精神や絶対者・絶対知などが散見される。

哲学者ヘーゲルの場合は、法学者サヴィニー以上に現実政治への関心が高いように思われる。ヨアヒム・リッターは、<権利としての自由>を論じている箇所において「現在および将来の法秩序と国家秩序はフランス革命の普遍的自由という原理を出発点とし、これを前提としなければならない」(『ヘーゲルとフランス革命』1965)<sup>63)</sup>と、論評する。

ここに的確に示唆されているように、ヘーゲルがフランス革命を実際に見たという事実と、チュービンゲン時代にその革命にヘーゲルが熱狂したという事実は、『法の哲学』の副題となる<自然法と国家学>にリンクしていると十分考えられるし、ヘーゲルの自由ならびに自由意志の概念がとりわけ歴史的な内容をもつことにもつながるのである。フランス革命という歴史的イベントを踏まえてヘーゲルは、自己の人倫の学を中心に自由ならびに自由意志と結びつけた法・権利 (Recht) を位置づけている。

こうした点が、ヘーゲルと9歳年下のサヴィニーとの決定的な違いをもたらすことになる。フランス革命の余燼に嫌気がさしていた点は両者に共通のものであろうが、サヴィニーの場合は、フランス革命そのものに嫌悪感をいだいていたのである。

われわれにとっては自由というのがまたアポリアの一種であるが、それに関しては「精神が、自分自身のもとにあること (das-Bei-sich-selbst-Sein)」<sup>64)</sup> という場合の、<自分

自身のもとにあること>というのが自由の一つの定義となる。ヘーゲルの場合、「何ひとつ意志しない意志は現実的な意志ではない」(Rph. § 6, § 13 Zusatz) のであるから、「意志は自分を自分のなかへ媒介するところの活動、自分のなかへの還帰としてはじめて意志」 (§ 7) なのである。そこで、自由なる意志すなわち自分を意欲する意志 (der Sich wollende Wille) は、「意志の現実化運動 Verwirklichung」 (§ 104) を続ける。そのことが、「抽象法→道徳→人倫」をとおして展開されているのである。

サヴィニーも、法 (Recht) を意志 [意思] 説として語ることから出発し、法学的教養に関してはヘーゲルに優っているが、サヴィニーの理論展開には意志の現実化運動の側面にダイナミズムといったものが感じられない。

法律家には歴史的才能と組織的才能の二重の才能が必要であるといったのは彼であったが、ここまでのわれわれの考察をもって総括するならば、二重の才能を併せもち、しかも、より大きいスケールにおいて哲学と歴史と政治の総合を試みたのはヘーゲルの方であった。法学部生のカール・マルクスはサヴィニーの講義を聴いたのであったが、やがてマルクスはむしろヘーゲル門下の一人として、その後の歴史の胎動と変革を担うことになった点などを勘案するにつけても、そのように総括することができると思われる。

クーノ・フィッシャーは、ヘーゲルのサヴィニーに対する攻撃的態度は『法の哲学』第3と第211の Paragraph に集中的に現れているとし、両者の確執は主として政治的な事からであったとしているけれども<sup>65)</sup>、両者の内なる戦いは、それ以外に学部間の争いでもあった。

二人の間には、Recht (法・権利) の学問的研究の根幹に関わる論争が、錯綜する歴史

の動乱期の人間同士の相関関係の土壌において展開されているということである。

以上が、ヘーゲルの最後の著作である『法の哲学』に表向き一度も登場しないサヴィニーとの、法学 (法理学) をめぐる確執と論争から読み取ったものの素描である。

- .....
- 1) Hegels Werke 4 (Suhrkamp Verlag), S.60 [§ 188]. ; 武市健人訳『哲学入門』, 345, 岩波文庫, 1972.
  - 2) Manfred Riedel, Studien zu Hegels Rechtsphilosophie, Suhrkamp Verlag, S.104, 1969. ; 清水正徳・山本達雄訳『ヘーゲル法哲学』福村出版, 110-111, 1976.
  - 3) 同上原書 S.105. ; 同邦訳書112.
  - 4) カント全集第11巻『人倫の形而上学』(吉澤伝三郎・尾田幸雄訳), 65, 理想社, 1969. ; 世界の名著32・カント『人倫の形而上学 <法論>』(加藤新平・三島淑臣訳), 362, 中央公論社, 1972.
  - 5) Savigny, Vom Beruf unsrer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft, Heidelberg bei Mohr und Zimmer, S.125-126, 1844.
  - 6) Thomas Hobbes, Leviathan (chap. 14), 水田洋訳, 岩波文庫 (一), 217, 1996.
  - 7) John Locke, Essays on the Law of Nature I, in: Political Essays, edited by Mark Goldie, Cambridge Univ. Press, 82, 1997.
  - 8) Vgl. Rudolf von Jhering, Geist des römischen Rechts, 1852. ; イェーリング『ローマ法の精神』. ; Jhering, Der Zweck im Recht (I, 1877 ; II, 1884).
  - 9) A.P.D' Entrèves, Natural Law, Hutchinson's Univ. Library, 60, 1951.
  - 10) Savigny, System des heutigen Röm-

- ischen Rechts,erster Band,Berlin, S.7, 1840.
- 11) Savigny,Pandekten-Vorlesung 1824/25. 筏津安恕『私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編』, 193, 昭和堂, 2001.
- 12) Manfred Riedel,Bürgerliche Gesellschaft und Staat,Luchterhand, S.10, 1970. ; 池田貞夫・平野英一訳『ヘーゲルにおける市民社会と国家』, 12, 未来社, 1985.
- 13) Hegels Werke 12 (Suhrkamp) ,S.524-525.
- 14) 注⑫書 ,S.31 (原書) ,邦訳書, 41.
- 15) 注⑤書, S.105.
- 16) 注⑩書, S.45.
- 17) 注⑤書, S.102-103.
- 18) 注⑩書, S.39.
- 19) 同上書, S. 7.
- 20) Hegel,Philosophie des Rechts nach der Vorlesungsnachschrift K.G.v.Griesheims 1824/25 (von Karl-Heinz Iltng), Band 4, S.534, 1974.
- 21) Savigny,Juristische Methodenlehre, hrsg. von Gerhard Wesenberg,K.F.Koehle Verlag Stuttgart,S.48-49, 1951. ; 服部榮三訳『法学方法論』, 74-75, 日本評論新社, 1958.
- 22) 注⑩書、S.35.
- 23) Dokumente zu Hegels Entwicklung, hrsg.von Johannes Hoffmeister, frommann-holzboog,S.279, 1974.
- 24) Rolf K.Hočevar, Hegel und der Preußische Staat, Ein Kommentar zur Rechtsphilosophie von 1821,Wilhelm Goldmann Verlag München ,S.28,S.47,S.82, S.88,S.118. ; 寿福真美訳『ヘーゲルとプロイセン国家』, 29, 63, 119, 127, 173. ; 法政大学出版局, 1982.
- 25) 同上書, S.16 (原書). ; 邦訳書, 10.
- 26) 注⑤書, S.114.
- 27) Vgl.Hegel in Berichten seiner Zeitgenossen,hrsg.von Günther Nicolin, Felix Meiner Verlag Hamburg, S.73, 1970.
- 28) 同上書, S.175.
- 29) Rosenkranz,Hegels Leben 1844. ; 中埜肇訳『ヘーゲル伝』, 258, 261, みすず書房, 1983.
- 30) 河上倫逸『法の文化社会史』, 80参照, ミネルヴァ書房, 1993.
- 31) 河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論』, 35参照, 創文社, 1978.
- 32) Briefe von und an Hegel,Band II : 1813-1822, hrsg.von J.Hoffmeister,Felix Meiner Verlag, Hamburg 1969, S.177, S.424.
- 33) 注(27) 書, S.117.
- 34) 同上書, S.207.
- 35) 同上書, S.222.
- 36) 同上書, S.239-240.
- 37) 注⑤書, S.101,S.109,S.112.
- 38) ① Kants Werke VII ,Die Metaphysik der Sitten,Verlag Dr.H.A.Gerstenberg,Hildesheim 1973,S.28,S.61. ; ② Fichte,Grundlage des Naturrechts,in:Sämtliche Werke III (Hrsg.von J.H.Fichte,Berlin1845 (Walter de Gruyter&Co.1965)),S.52. ; 哲書房・フイヒテ全集第6巻『自然法論』(藤澤賢一郎・杉田孝夫・渡部壮一訳), 71, 1995. ; ③ヘーゲル『自然法論文』, Hegels Werke 2 (Suhrkamp), S.492.
- 39) 注④書, 54-55 (理想社全集). ;362 (中央公論社版).
- 40) ①注(30) 書, 220参照. ; ②耳野健二『サヴィニーの法思考』, 29参照, 未来社, 1998.
- 41) 注⑩書, S.333.
- 42) 同上書, S.334.
- 43) 同上書, S.7.



- 44) 同上書, S.334.
- 45) 注②書, S.114.; 邦訳書121.
- 46) 注⑫書, S.17.; 邦訳書22.
- 47) 注②書, S.115.
- 48) 注①書, S.232.; 同邦訳書, 58.
- 49) 同上書, S.59 [ § 183 ] .; 同文庫343.
- 50) 注⑩書, S.331-332.
- 51) 川島武宜『所有権法の理論』, 3, 岩波書店, 1949.
- 52) 注⑩書, S.345 [ § .54.]
- 53) 注 (40) 書の②, 285-298. を参照.
- 54) 注 (21) 書, S.14.; 同邦訳書, 16.
- 55) 注⑩書, S.22.
- 56) 同上書, S.22-23.
- 57) Glocknersche Werke Bd.8,S.31-32, 1964.
- 58) 注⑳書, S.687-688.; 長谷川宏訳『ヘーゲル法哲学講義』, 549-550, 作品社, 2000. (字句表現を若干改めている)
- 59) 同上書, S.723-726.; 同邦訳書, 580-582. (字句表現を若干改めている)
- 60) 注⑤書, S.105.
- 61) 同上書, S.104.
- 62) 注⑩書, S.17.
- 63) Joachim Ritter, Hegel und die französische Revolution, Suhrkamp Verlag 1972, S.30. ; 出口純夫訳『ヘーゲルとフランス革命』, 35, 理想社, 1971.
- 64) ヘーゲル『歴史哲学講義』, Werke 2 (Suhrkamp), S.30.
- 65) 参照, 玉井茂・磯江影孜訳『ヘーゲルの生涯』, 328-332, 勁草書房, 1971.

[付記] 本稿は、平成14年6月30日、京都ヘーゲル読書会（開催校：県立広島女子大学〈当時〉）において口頭発表したものに加筆修正をほどこし、原著論文として仕上げたものである。